

## 民生委員・児童委員（主任児童委員）の概要

### <民生委員・児童委員とは>

- ・民生委員は民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱されます。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼ねています。
- ・民生委員・児童委員の中には、主に児童を担当する主任児童委員がいます。（鳥取市には各地区2名配置）
- ・常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。

### <民生委員・児童委員の役割>

民生委員法で民生委員の職務として以下のとおり規定されています。

- ・住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ・生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ・福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- ・社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

また、児童委員の職務として、児童福祉法で、児童及び妊産婦について以下のとおり規定されています。

- ・児童及び妊産婦の生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- ・保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ・児童及び妊産婦に係る社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ・児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ・児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること

※主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から指名され、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当します。（担当区域は持たず、地区全域を担当します。）

### 具体的な活動事例

- ・ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、困っていることがないか伺い、必要に応じて行政や関係機関を照会する。
- ・障がい者が利用できる福祉サービスに関する相談について、行政に連絡してつなげる。
- ・低所得世帯に対して生活保護や生活福祉資金の借入の相談に乗り、制度の利用につなげる。
- ・母子家庭を訪問し、子育ての不安などを聴く。
- ・町内会や自治会の役員と連携し、避難行動要支援者支援制度避難行動要支援者マップづくりに参加。
- ・小学生の通学時間にあわせて、見守りを兼ねたあいさつ運動に参加。
- ・児童虐待防止キャンペーンのイベントに参加し、啓発チラシを配布。

### <会議・研修等への参加>

民生委員は一定区域ごと（鳥取地域は地区公民館単位、新市域は合併前の町村単位）に組織される民生児童委員協議会（民児協）に所属し、民児協の活動にも参加するほか、地域の関係組織の構成メンバーとして会議等に参画します。

- ・毎月1回定例会へ出席。定例会の内容は各種研修と情報交換など。
- ・県・市や全国民生委員児童委員連合会、県民生児童委員協議会が主催する研修会への参加。
- ・地域の各種組織（青少年育成会議、まちづくり協議会など）に参画。

### <活動手当>

民生委員には報酬は支給されませんが、活動に対する実費（旅費等）弁償として年間60,200円（令和3年度）の活動手当が市から支給されます。

### <任期> 3年（令和4年12月1日～令和7年11月30日）